

内閣官房 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討していただきたい。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)等も踏まつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めたい。</p> <p>前回答以降、国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ、同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめをまとめる。</p> <p>(参考URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_tokubetu01.html)</p>	<p>6【内閣官房】 (2)所有者を特定することが困難な土地の利用の円滑化 所有者を特定することが困難な土地については、その利用の円滑化を図るため、公共事業のために取用する場合の手続きを合理化するとともに、一定の公益性を持つ公共事業のために取用する場合の手続きを合理化するとともに、一定の公益性を持つ公共事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 〔「所有者不明な土地の利用の円滑化に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)〕</p>	法律	平成31年6月までに施行予定	所有者不明な土地の利用の円滑化を図るため、公共事業のために取用する場合の手続きを合理化するとともに、一定の公益性を持つ公共事業のために一定期間の利用を可能とする新たな仕組みを構築する。 〔「所有者不明な土地の利用の円滑化に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)〕	
		<p>【全国知事会】 法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。</p> <p>○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。</p> <p>○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。</p> <p>また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。</p> <p>仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。</p>	<p>障害年金等による収入情報に係る情報連携については、現状、これらの年金制度における運用上の観点から、一部全くシステム化していない制度もあり、ご提案の対象となり得る特定医療受給者数に対して、システム改修・構築費用が膨大であること等の課題がある。</p> <p>これを踏まえ、システム以外の対応も含め、申請者間で不合理な扱いとならず、申請に係る負担を軽減できるような方策を実施する方向で、関係部局で協力しながら検討を行う。</p> <p>また、支給認定基準世帯全員の保険加入情報に係る情報連携については、情報連携を実施する方向で検討を進める。</p>	<p><H29> 6【内閣官房】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(給員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省)</p> <p><H30> 6【内閣官房】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(給員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省) [措置済み(平成30年8月1日付厚生労働省健康局難病対策課長通知)] (2)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(給員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に2018年中に通知する。 (関係府省:内閣府、総務省及び厚生労働省) [措置済み(平成30年8月1日付厚生労働省健康局難病対策課長通知)]</p>	<p>(1)(i)、(1)(ii)法律等</p> <p>・前段 【通知】情報連携の本格運用に係る周知について (内閣府及び総務省)令和2年10月2日発出(厚生労働省)令和2年10月6日発出</p> <p>・後段 平成30年8月1日</p>	<p>(1)(i)、(1)(ii) ・難病及び小児慢性特定疾病に係る支給認定事務の処理に必要な医療保険給付関係情報について、情報連携を可能とするための所要の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号)が成立し、平成30年6月27日に地方公共団体へ通知された。 令和2年6月15日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同年6月8日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。また、同年6月11日に、厚生労働省から各都道府県宛(難病小児慢性特定疾病)に通知。 令和2年10月8日から情報連携の本格運用を開始。その旨を、同年10月2日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。また、同年10月6日に厚生労働省から各都道府県宛(難病小児慢性特定疾病)に通知。 情報連携の対象となっていない給付に係る情報について、当該給付の申請者に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理するなど、申請手続の簡素化を可能とし、その旨を厚生労働省から地方公共団体に申し周知済み。</p>		